

## 第6章

# 計画の推進

### 1 庁内関連部局の連携

障がいの理解に向けた啓発やサービス提供などが総合的に推進できるよう、本計画では担当課を明確にしています。保健、医療、福祉のみならず、教育、防災、まちづくりなどの他分野にも関わる計画として位置付けられます。そのため計画の推進においては、全庁的な連携のもとで積極的な事業展開を図ります。

### 2 関係機関との連携

障がい者が暮らしやすい社会を実現するために、地域社会を構成する市民、NPO、ボランティア団体、サービス提供事業者、企業、社会福祉協議会及び行政などが協働の視点に立って、それぞれの役割を果たすとともに、相互に連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の実施に取り組みます。

その中で、地域における障がい者を支えるネットワーク確立のため「地域自立支援協議会」を核とし、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携を図ることにより、本計画を推進していきます。

### 3 計画の進行管理

本計画の各施策の進行管理は、総合計画及び各分野別計画の進捗状況や改訂にあわせて、市政全般の動きに沿って進めます。

また、各年度において、サービス供給量のほか地域生活への移行や一般就労への移行の達成状況について点検、評価を行います。

## 4 計画の弾力的な運用

計画期間中においても、障がい者のニーズの多様化、経済状況の変化など、社会状況の変化が予想されます。これらの社会環境の変化や国の動向等を踏まえ、必要に応じた計画の見直しを行い、効率的で弾力的な運用に努めます。



